E—㊸—4294
E—㊺—4295
E—㊷—4296
F—㉙—1332
F—㉗—1333
F—㉗—1336
F—③—1338
FE—㉗—1334
FE—⑭—1335
FE—⑬—1337
FE—⑪—1339
FE—㉓—1340
FE—⑬—1341

有限会社優装
株式会社弘栄産業
海貝　勝己
フタキインテリア株式会社
サクラインターナショナル株式会社
株式会社三ツ星
株式会社グリーンフィールド
クリヤマ株式会社
株式会社水野
ミリケン・ジャパン合同会社
国分通商株式会社
株式会社ヤマト
有限会社コントロール・イメージス

○外務省告示第百六十八号

平成二十五年四月十三日にリヤドで、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約に関する次の書簡の交換がサウジアラビア王国政府との間に行われた。

平成二十五年五月二日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、二千十年十一月十五日に東京で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約（以下「条約」という。）及び二千十年十一月十五日に東京で署名された条約の不可分の一部を成す議定書（以下「議定書」という。）に言及するとともに、両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認する光栄を有します。

平成二十五年五月二日

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシＭＯＮ８７４２７系統	日本モンサント株式会社

議定書13の規定に関し、株式会社国際協力銀行は、議定書13(a)(v)に規定する機関とされることが了解される。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をサウジアラビア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日に効力を生ずるものとし、二千十二年四月一日以後に租税を課される額について適用することを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年四月十三日にリヤドで

サウジアラビア王国駐在
日本国特命全権大使　小寺次郎

サウジアラビア王国財務大臣
イブラヒム・Ａ・アル・アッサーフ閣下

（サウジアラビア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領いたしました。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、サウジアラビア王国政府が前記の了解を受諾し得るものであることから、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するとともに、その合意がこの返簡の日に効力を生じ、二千十二年四月一日以後に租税を課される額について適用することを確認します。

二千十三年四月十三日にリヤドで

サウジアラビア王国財務大臣
イブラヒム・Ａ・アル・アッサーフ

サウジアラビア王国駐在
日本国特命全権大使　小寺次郎閣下

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第百六十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十五年五月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
とうもろこし	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシＭＯＮ８７４２７系統	日本モンサント株式会社

○農林水産省告示第千四百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市百谷字小碕羅三六四の一、三六五から三六九まで、字小滝三七〇、字大滝三七一、字左り小碕羅三七二から三七五まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市立川町一丁目一七一、立川町四丁目二一四、二一八の一、二二二、二二三、卯垣一丁目三〇三から三〇七まで、三一二、三一五、三二六、三三二・三四〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三四三、三四五、三四九、三五一、三五三、三五四、三五六、浜坂字清水ヶ谷一一〇九、字上ノ山ノ一　一一六

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

浜坂字清水ヶ谷一一〇九、字上ノ山ノ一　一一一六

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市立川町四丁目二一〇、二一一、二一九、二二〇、卯垣一丁目三〇一、三〇二、湯所町一丁目七七四から七七六まで、覚寺字下土居四一三の二、字一本松六二〇、六二二、六二三、字女夫山七七九の二、字飛ト谷七九七の三、字穴ヶ谷東平八〇一の二、字穴ヶ谷西平八〇二の二（次の図に示す部分に限る。）、字上ノ山八七〇の一、八七〇の三、八七〇の四、八七一の一、八七一の二、八七一の四、八七一の五、八七二の二、八七二の三、八七二の七から八七二の九まで、浜坂字上ノ山ノ一　一一〇から一一四まで、一一二〇、一一三一から一一三三まで、字上ノ山ノ二　一一三四、一一四二の一、一一四二の二、一一四二の五、一一四六、字北裏山一三八五の一六から一三八五の一八まで、一三八六の四、一三八六の一三、百谷字神武三六三の二、字小碕羅三六四の二、字安畑四七九、四七九の一、字南谷四九六、字大沢五〇二（次の図に示す部分に限る。）、字榎峠五二七の一一、五二七の一二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年五月二日

農林水産大臣　林　芳正